１　所得税、市民税・県民税、相続税および贈与税

<table>
<tr><th rowspan="2">対象となるかた</th><th colspan="4">控　除　額　等</th></tr>
<tr><th>所得税</th><th>市・県民税</th><th>相続税</th><th>贈与税</th></tr>
<tr><td>Ⅰ　納税者本人が次の①～③の場合など
①身体障害者手帳１、２級のかた
②療育手帳Ａのかた
③精神障害者保健福祉手帳１級のかた

Ⅱ　同一生計配偶者や扶養親族が、①･②･③の場合など</td><td>［所得控除］
障がい者
１人につき

４０万円</td><td>［所得控除］
障がい者
１人につき

３０万円</td><td rowspan="2">［税額控除］
相続人が、①･②･③の場合
２０万円×（８５歳－相続開始時の年齢）</td><td rowspan="2">①･②･③のかたが生活費などに充てるために、一定の特定障害者扶養信託契約に基づき、信託受益権を取得した場合には、その信託受益権の価額のうち、６，０００万円まで非課税</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　Ⅱの対象となるかたが、同居の場合</td><td>７５万円</td><td>５３万円</td></tr>
<tr><td>Ⅳ　納税者本人が次の④～⑥の場合など
④身体障害者手帳３～６級のかた
⑤療育手帳Ｂのかた
⑥精神障害者保健福祉手帳２、３級のかた

Ⅴ　同一生計配偶者や扶養親族が、④･⑤･⑥の場合など</td><td>［所得控除］
障がい者
１人につき

２７万円</td><td>［所得控除］
障がい者
１人につき

２６万円</td><td>［税額控除］
相続人が、④･⑤･⑥の場合
１０万円×（８５歳－相続開始時の年齢）</td><td>④･⑤･⑥のかたが生活費などに充てるために、一定の特定障害者扶養信託契約に基づき、信託受益権を取得した場合には、その信託受益者の価格のうち、３，０００万円まで非課税</td></tr>
</table>

※控除額は、令和５年４月１日現在のものです。
※令和５年度市民税・県民税（令和４年中の所得等）における障害者控除は、令和４年１２月３１日時点の現況によります。令和５年１月１日以降に初めて障がい認定を受けた場合、令和５年度市民税・県民税における障害者控除の対象とはなりません。
※心身障害者扶養共済制度で支給される給付金（脱退一時金を除く）には、所得税はかかりません。また、この給付を受ける権利について、相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

◆ お問合せ先

所得税、相続税、贈与税について
「電話相談センター」
秋田南税務署　ＴＥＬ　８３２－４１２１
秋田北税務署　ＴＥＬ　８４５－１１６１
※音声案内で１番を選択してください。
市民税・県民税について
市民税課　ＴＥＬ　８８８－５４７６
ＦＡＸ　８８８－５４７４
e-mail　ro-fnct@city.akita.lg.jp

２　個 人 事 業 税

両眼の視力を喪失したかた又は両眼の視力が０．０６以下の視力障害があるかたで、あんま、はり、きゅうなどの医業に類する事業を個人で行っているかたは、事業税の対象になりません。

◆ お問合せ先

秋田県総合県税事務所課税部課税第一課
ＴＥＬ　８６０－３３３８　ＦＡＸ　８６０－３３３３
e-mail　sogokenzei@pref.akita.lg.jp

３　預 貯 金

障がいのあるかたは、元金が**３５０万円**までの銀行の預貯金等の利子が非課税になります。
お問合せは、お近くの金融機関の窓口まで

４　自動車税種別割、自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割

障がいのあるかたが取得又は所有する自動車は、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免が受けられます。

ただし、減免を受けることができるのは、障がい者１人につき、１台です。軽自動車税種別割の減免を受けた場合は、自動車税種別割の減免を受けることはできません。

※令和元年１０月１日から、自動車税は自動車税種別割に、自動車取得税は自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割になりました。

※軽自動車税種別割については、５３ページをご覧ください。

◆　減免を受けられる自動車

・本人運転……自らが運転する自動車

・家族運転……障がいのあるかたの通学、通院、通所、生業のために、同居し、生計を一にするかたが運転する自動車

・介護者運転…障がいのあるかた（手帳を所持しているかたのみで構成される世帯のかたに限ります。）の通学、通院、通所、生業のために、常時介護（１年以上の期間にわたり、週３日以上身体障がい者等本人のために運転を行っているか、又は行う見込みがある。）するかたが運転する自動車

※減免を受けることができる自動車は、次のいずれかに限ります。

・４月１日現在、障がい者本人が所有しているもの

・４月１日以降、障がい者本人が取得するもの

ただし、障がい者が１８歳未満の場合や知的障がい者、精神障がい者については、家族名義でも減免を受けることができます。

（注）自動車税種別割は、新車および中古新規登録のみ該当します。
減免を受けている自動車の処分方法によっては、減免を受けられない場合があります。

※次の場合、自動車税等に係る生計同一（常時介護）証明書が必要です。

〇障がいのあるかたと生計を一にする同居家族のかたが運転する場合

〇生計を一にする同居家族のかたが所有する自動車を知的障がい者本人又は精神障がい者本人が運転する場合

証明書の有効期間は、発行された日から１か月間です。

◆ 自動車税の減免申請受付期間

自動車税の減免申請の受付期間は、毎年４月１日から６月３０日までです。

また、新たに自動車を取得する際に、自動車税種別割や自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割がかかる場合は、自動車の登録手続をする時に、秋田県総合県税事務所長（自動車会議所内の申告窓口）に申告書の提出と減免申請を行ってください。

証明書等が必要になる場合がありますので、事前にご確認ください。

◆ 減免の対象となるかた

（令和５年４月１日現在、手帳の交付を受け、次表に該当するかた）

運転の区分 ＼ 障がいの区分		本人の運転	家族・介護者の運転	備　　考
視　覚　障　害		１級～４級	１級～４級	複数の障がいの区分に該当する場合、身体障害者手帳表面に記載されている総合等級を、それぞれの障がいの等級とみなす。 例：上肢４級、下肢３級、総合等級２級→上肢・下肢ともに２級とみなす。 ※1ー上肢のみに運動機能障害がある者を除く。 ※2３級の場合、ー下肢のみに運動機能障害がある者を除く。
聴　覚　障　害		２級・３級	２級・３級	
平衡機能障害		３級	３級	
喉頭摘出による音声機能障害		３級	―	
上肢不自由		１級・２級	１級・２級	
下肢不自由		１級～６級	１級～３級	
体幹不自由		１級～３級・５級	１級～３級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級・２級 ※1	１級・２級 ※1	
	移動機能	１級～６級	１級～３級 ※2	
心臓機能障害		１級・３級	１級・３級	
じん臓機能障害		１級・３級	１級・３級	
呼吸器機能障害		１級・３級	１級・３級	
ぼうこう・直腸の機能障害		１級・３級・４級	１級・３級	
小腸の機能障害		１級・３級	１級・３級	
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		１級～３級	１級～３級	
肝臓の機能障害		１級～３級	１級～３級	
知的障がい		療育手帳Ａ	療育手帳Ａ	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳１級	精神障害者保健福祉手帳１級	

※車椅子の昇降装置、固定装置や浴槽を装着する等の特別の仕様により製造されたものや、一般の軽自動車に同様の構造変更が加えられたもので、自動車検査証の車体の形状欄の記載が、「身体障害者輸送車」、「入浴車」、「車いす移動車」、「患者輸送車」である自動車も減免の対象になります。

※戦傷病者手帳の交付を受けているかたの該当区分の詳細については、お問合せください。

※減免の基準は、令和５年４月１日現在のものです。

◆ 必要書類

申請には以下の書類が必要です。

〇減免申請書　　秋田県総合県税事務所に備え付けております。
秋田県ホームページ（https://www.pref.akita.lg.jp）
からもダウンロードできます。
「自動車税　減免」で検索してください。

〇身体障がいのあるかた･･･身体障害者手帳又は戦傷病者手帳

〇知的障がいのあるかた･･･療育手帳

〇精神障がいのあるかた･･･精神障害者保健福祉手帳

〇運転するかたの運転免許証

〇生計同一証明書　障がいのあるかたと生計を一にする同居家族のかたが運転する場合
生計を一にする同居家族のかたが所有する自動車を知的障がい者本人又は精神障がい者本人が運転する場合

〇常時介護証明書　障がい者手帳所持者のみで構成される世帯のかたのために、常時介護するかたが運転する場合

〇車検証

◆ お問合せ先

秋田県総合県税事務所課税部課税第四課

ＴＥＬ　８６０－３３３９

ＦＡＸ　８６０－３９３０

e-mail　sogokenzei@pref.akita.lg.jp

◆ 自動車税等に係る生計同一（常時介護）証明書について

証明書の交付については、次の書類を持参し、申請してください。

〇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
〇運転者の免許証
〇車検証
〇通院、通学証明書等（常時介護の場合）
※要件に該当しなくなった場合は、その旨申告が必要です。

◆ 申請先

身体障がい・知的障がいのあるかた
障がい福祉課　（秋田市役所　本庁舎　１階）
ＴＥＬ　８８８－５６６３
ＦＡＸ　８８８－５６６４
e-mail　ro-wfsc@city.akita.lg.jp

精神障がいのあるかた
健康管理課　（秋田市保健所　１階）
ＴＥＬ　８８３－１１８０
ＦＡＸ　８８３－１１５８
e-mail　ro-hlhm@city.akita.lg.jp

◆ 減免等申請手続時期一覧

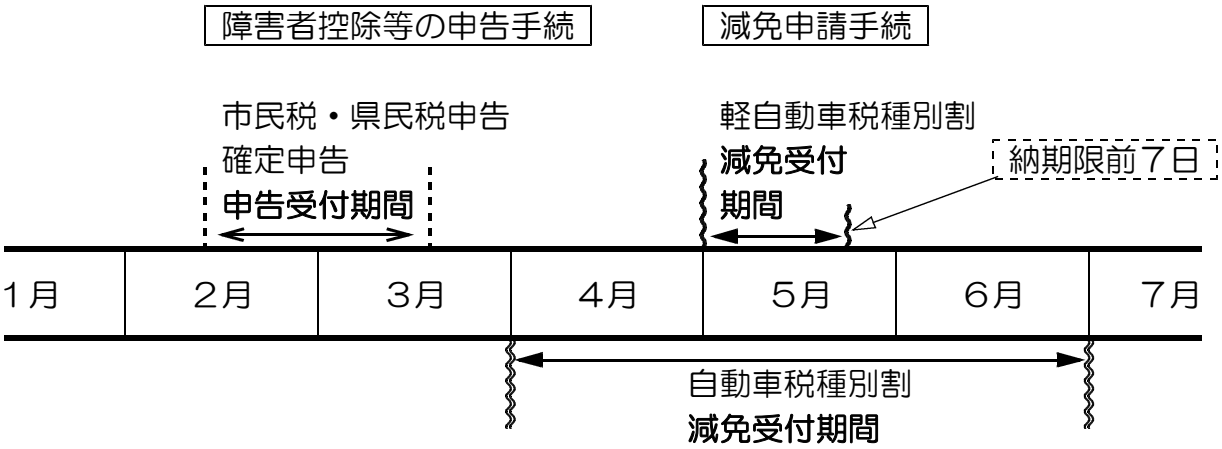

５　軽自動車税種別割

障がいのあるかたが所有する軽自動車などについて、軽自動車税種別割の減免が受けられます。

◆ 減免の対象となる軽自動車等

①障がいのあるかたが所有し、運転するもの

②障がいのあるかたが所有し、専らその通学、通院、通所又は生業のために生計を一にするかたが運転するもの（ただし、身体障がいのあるかたが１８歳未満の場合や、精神障がい、知的障がいのあるかたについては生計を一にしているかたが所有する車も対象となります。）

③手帳を所持しているかたのみで構成される世帯のかたが所有し、専らその通学通院、通所又は生業のために、常時介護するかたが運転するもの

※福祉改造車両についても減免制度がありますので、お問合せください。

◆ 対象（令和５年４月１日現在、手帳の交付を受け、次表に該当するかた）

運転の区分 ／ 障がいの区分		本人の運転	家族・介護者の運転	備　考
視覚障害		１級～４級	１級～４級	複数の障がいの区分に該当する場合、身体障害者手帳表面に記載されている総合等級を、それぞれの障がいの等級とみなす。 例：上肢４級、下肢３級、総合等級２級→上肢・下肢ともに２級とみなす。 ※1一上肢のみに運動機能障害がある者を除く。 ※2３級の場合、一下肢のみに運動機能障害がある者を除く。
聴覚障害		２級・３級	２級・３級	
平衡機能障害		３級	３級	
喉頭摘出による音声機能障害		３級	―	
上肢不自由		１級・２級	１級・２級	
下肢不自由		１級～６級	１級～３級	
体幹不自由		１級～３級・５級	１級～３級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級・２級 ※1	１級・２級 ※1	
	移動機能	１級～６級	１級～３級 ※2	
心臓機能障害		１級・３級	１級・３級	
じん臓機能障害		１級・３級	１級・３級	
呼吸器機能障害		１級・３級	１級・３級	
ぼうこう・直腸の機能障害		１級・３級・４級	１級・３級	
小腸の機能障害		１級・３級	１級・３級	
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		１級～３級	１級～３級	
肝臓の機能障害		１級～３級	１級～３級	
知的障がい		療育手帳Ａ	療育手帳Ａ	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳１級	精神障害者保健福祉手帳１級	

◆ 減免申請について

減免申請の受付期間は、納税通知書が届いてから納期限前７日までとなります。

各年度の申請期限は、納税通知書と同封して送付される軽自動車税種別割のしおりや、広報あきた、さきがけ広報板等で、お知らせします。

期限を過ぎた申請は受付できませんので、ご注意ください。

減免申請書は、受付期間に、秋田市市民税課、河辺市民サービスセンターおよび雄和市民サービスセンターの窓口に備え付けております。

対象となる車両は、普通自動車、大型自動車、二輪車、軽自動車などを含めて、年度ごとに、１人の障がい者につき、１台限りです。

減免の対象となる障害者手帳の交付を受けていることを理由として減免申請できるのは、障がいのあるかた本人に課税された軽自動車税種別割です。家族のかたに課税された軽自動車税種別割の減免はできません。

過去に減免を受けていたとしても、買替えなどで納税義務者（名義）を、障がいのあるかた以外に変更すると減免できなくなりますのでご注意ください。（身体障がい者が１８歳未満の場合や知的障がい者、精神障がい者は除く。）

障がい者手帳所持者のみで構成される世帯のかたのために、常時介護するかたが運転する場合は、生計を同じくしないかたが運転する車両でも、減免の対象となります。

◆ 必要書類

〇減免申請書
〇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
〇運転者の運転免許証
〇車検証
〇マイナンバー（個人番号）を確認できるもの
〇納税通知書

◆ お問合せ先

市民税課
ＴＥＬ　８８８－５４７５
ＦＡＸ　８８８－５４７４
e-mail　ro-fnct@city.akita.lg.jp